「第二十四項、第二十六項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十六項」を「第三十二項から第三十四項まで及び第三十七項から第四十一項まで」に改め、「、「非課税適用確認書」とあるのは「未成年者非課税適用確認書」と」を削り、同項の表第十八条の十五の四第十四項の項を削り、同表第十八条の十五の三第十五項の項中「第十八条の十五の三第十五項」を「第十八条の十五の三第十八項」に、「及び第二十二項第二号」を「及び第二十六項第二号並びに第十八条の十五の十第十八項」に、「第十八条の十五の十第十九項」を「第十八条の十五の十第二十四項」に、「準用する第二十二項第二号」を「準用する第二十六項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第十九項の項中「第十八条の十五の三第二十五項の項を次のように改める。

第十八条の十五の三第二十五項	第三十七条の十四第八項	第三十七条の十四の二第十二項

第十八条の十五の十第十九項の表第十八条の十五の三第三十五項の項中「第十八条の十五の三第三十五項」を「第十八条の十五の三第三十二項」に、「第三十七条の十四第二十六項第一号」を「第三十七条の十四第二十一項に」に、「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第二十項」に、「第十二項第二号イ」を「第十五項第二号イ」に、「第十八条の十五の十第十八項第二号」を「第十八条の十五の十第二十二項第二号」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同表第十八条の十五の三第三十九項及び第四十項の項中「第十八条の十五の三第三十九項及び第四十項」を「第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項」に、「第三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同表第十八条の十五の三第四十一項の項を削り、同表第十八条の十五の四第一項の項中「及び第十八条の十五の十第十九項」を「第十八条の十五の十第二十四項」に、「第十八条の十五の九第二項第八号」を「同号」に、「又は累積投資勘定に係る勘定設定期間」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同表第十八条の十五の四第四項の項中「又は累積投資勘定設定期間」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同表第十八条の十五の四第五項の項及び第十八条の十五の五の項を次のように改める。

第十八条の十五の四第五項	非課税口座に	未成年者口座に
	非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定	非課税管理勘定
	非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは	未成年者非課税適用確認書又は
	に記載された整理番号又は前条第十五項第二号に規定する提供を受けた	に記載された
	非課税口座を	未成年者口座を
	非課税口座に	未成年者口座に
	非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定	非課税管理勘定
	非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは	未成年者非課税適用確認書又は
	に記載された整理番号又は前条第十五項第二号に規定する提供を受けた	に記載された
	非課税口座の	未成年者口座の

第十八条の十五の十第十九項の表第十八条の十五の七第二項の項中「次条及び第十八条の十五の九第二項第八号ハ」に、「第十八条の十五の十第十九項」を「第十八条の十五の十第二十四項」に、「又は累積投資勘定設定期間」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項から第十八条の十五の八第四項の項までを次のように改める。

第十八条の十五の八第一項	非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座へ非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、特定累積投資勘定受入選択不適用届出書	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の三第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する未成年者口座以外の他の保管口座へ移管依頼書、未成年者非課税適用確認書、第十二項の申請書	
	金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書　出国届出書、帰国届出書	未成年者口座廃止届出書、施行令第二十五条の十三の八第八項に規定する書面、同条第十二項第二号に規定する出国届出書、同項第四号に規定する未成年者出国届出書	
	第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段	第二十五条の十三の二第一項後段	
	書類若しくは通知書	確認書、申請書、通知書若しくは書面	
	非課税口座が	未成年者口座が	
第十八条の十五の八第二項	第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二十項	第三十七条の十四の二第十五項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項	
第十八条の十五の八第三項	非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座へ非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、特定累積投資勘定受入選択不適用届出書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書　出国届出書、帰国届出書	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の三第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する未成年者口座以外の他の保管口座へ移管依頼書、未成年者非課税適用確認書	